

京都大学立看板規程第 10 条第 5 項の運用状況について

【ご質問】（投稿日：2018 年 7 月 13 日）

京都大学立看板規程第 10 条第 3 項及び同第 4 項に基づく立看板の撤去がしばしば行われているようですので、それにかかる人件費等が膨らんできているのではないかとと思われます。規程あるいは条例に反した立看板を無尽蔵に設置する人物・団体のせいで、大学に対してこのような負担が強いられるのは学費を納めている一学生・あるいは納税者として、大変遺憾であります。

そこで質問いたします。

「当該立看板の設置責任者に対して当該撤去に要した費用の償還を求めることができる」とする京都大学立看板規程第 10 条第 5 条は、現在どのように運用されているのでしょうか。

ご回答、よろしく願いいたします。

【回答】（回答日：2018 年 8 月 22 日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

ご指摘のように、本学外構周辺に設置された立看板については、法令違反であるとの市からの指導や危険であるとの近隣の方々からのご指摘等を受けました。また、それを踏まえ、学内に立看板を設置するための規程を制定しました。それらのことを度々周知しているにもかかわらず、法令や規程に違反した立看板が繰り返し設置され、その都度、大学が撤去しなければならない事態となっており、大変遺憾に思います。

立看板規程第 9 条第 5 項（旧第 10 条第 5 項）に基づく撤去費用の求償については、これまで行ったことはありませんが、今後の状況を踏まえて判断したいと思っております。